



2026年5月27日

各位

会社名 株式会社エスポア
代表者名 代表取締役社長 鈴木 魁太
(コード番号：3260 名証ネクスト市場)
問い合わせ先 取締役経営管理本部長 山本 健司
(TEL：03-6712-7772)

**2026年2月期有価証券報告書に係る監査報告書の意見不表明及び
内部統制監査報告書の意見不表明に関するお知らせ**

当社は、2026年2月期 有価証券報告書の財務諸表及び連結財務諸表について監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしました。

また、2026年2月28日現在の内部統制報告書の内部統制監査について、監査意見を表明しない旨の内部統制監査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査を実施した監査法人の名称
監査法人アリア

2. 財務諸表の監査報告書の内容

2026年2月期の財務諸表に係る監査報告書の意見の内容は以下のとおりです。

意見不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスポアの2025年3月1日から2026年2月28日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する

ことができなかつたため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

「【注記事項】(追加情報)(収益認識について)」に記載のとおり、会社は、当事業年度の期末月に不動産コンサルティング等の役務提供に関する収益認識取引3件(財務諸表には、売上高155,454千円、営業外収益20,000千円としてそれぞれ計上されている。)を計上した。仮に、上記の収益認識取引に虚偽表示が識別され修正が必要な場合、会社は継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、2期連続で債務超過となる可能性が高いことから、当監査法人は、上記の収益認識取引に係る検討は監査上、極めて重要性が高いと判断した。

当監査法人は、上記の収益認識取引の実在性を検証するために、不動産コンサルティング等の役務提供の事実を裏付ける客観的な資料を要請するとともに、上記の収益認識取引の一部について会社の顧客の取引先への確認手続を実施すべく監査対応を図ったものの、会社から役務提供の事実についての心証を形成することができる証拠の提示がなされず、取引先との関係悪化を理由に、確認依頼の立案を反映した確認手続が実現できなかった。

これらの監査手続の実施上の制約により、当監査法人は、上記の収益認識取引の実在性について、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。このため、当監査法人は、上記の収益認識取引について、修正が必要か否か判断できなかった。また、上記の収益認識取引について修正が必要な場合に影響を及ぼす可能性のある未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響は、特定の財務諸表項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は財務諸表に対する意見表明の基礎となる

十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

3. 連結財務諸表に係る監査報告書及び内部統制監査報告書の内容

(1) 連結財務諸表に係る監査報告書の内容

2026年2月期の連結財務諸表に係る監査報告書の意見の内容は以下のとおりです。

意見不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスポアの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

【注記事項】(追加情報)(収益認識について)に記載のとおり、会社は、当連結会計年度の期末月に不動産コンサルティング等の役務提供に関する収益認識取引3件(連結財務諸表には、売上高155,454千円、営業外収益20,000千円としてそれぞれ計上されている。)を計上した。仮に、上記の収益認識取引に虚偽表示が識別され修正が必要な場合、会社グループは継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2期連続で債務超過となる可能性が高いことから、当監査法人は、上記の収益認識取引に係る検討は監査上、極めて重要性が高いと判断した。

当監査法人は、上記の収益認識取引の実在性を検証するために、不動産コンサルティング等の役務提供の事実を裏付ける客観的な資料を要請するとともに、上記の収益認識取引の一部について会社の顧客の取引先への確認手続を実施すべく監査対応を図ったものの、会社から役務提供の事実についての心証を形成することができる証拠の提示がなされず、取引先との関係悪化を理由に、確認依頼の立案を反映した確認手続が実現できなかった。

これらの監査手続の実施上の制約により、当監査法人は、上記の収益認識取引の実在性について、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。このため、当監査法人は、上記の収益認識取引について、修正が必要か否か判断できなかった。また、上記の収益認識取引について修正が必要な場合に影響を及ぼす可能性のある未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが連結財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響は、特定の連結財務諸表項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

(2) 内部統制報告書に係る内部統制監査報告書の内容

2026年2月28日現在の内部統制報告書に係る内部統制監査報告書の内容は以下のとおりです。

意見不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エスポアの2026年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、株式会社エスポアの2026年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書に対して意見を表明しない。

意見不表明の根拠

当監査法人は、会社が当連結会計年度の期末月に計上した不動産コンサルティング等の役務提供に関する収益認識取引3件（連結財務諸表には、売上高155,454千円、営業外収益20,000千円としてそれぞれ計上されている。）について、役務提供の事実を裏付ける客観的な証拠の

提示が不十分であり、連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができない旨を指摘している。

会社は、当該収益認識取引も含め、財務報告に係る内部統制は有効であると評価しているが、当該役務提供に関する収益認識取引3件の売上高及び営業外収益は、連結売上高及び連結営業外収益のそれぞれ28%及び73%を占めることから、当監査法人は、株式会社エスポアの2026年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書に関して、何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して実施した内部統制監査に基づいて、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、内部統制報告書に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

4. 監査報告書の受領日

2026年5月27日

5. 今後の対応

当社は、今回の監査意見の不表明に至った事態を厳粛に受け止め、適切に対処してまいります。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上